

家畜人工授精実施状況報告書(記載例)

2022年 1月 20日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

家畜人工授精師(獣医師)番号: 宮城県●●●●号

家畜人工授精所の管理番号: 049999

住 所: 仙台市青葉区●●●

氏 名: 宮城 太郎

家畜改良増殖法施行条例第4条第1項の規定により、2021年1月1日から同年12月31日までの家畜人工授精実施状況を次のとおり報告します。

種畜		前年12月31日時点 の保存数量	生産 数量	譲受 数量	譲渡 数量	家畜人工授精 した頭数	利用数量		廃棄等 の数量	2021年12月31日 時点の保存数量 $a+b+c-d-e-f-g-h$	種付け (自然交配) した頭数	備考
品種	名前						自己の飼養する 雌の家畜に 利用した数量	受精卵の作 成等に利用 した数量				
	茂福久	20		120	10	80	15		1	35		
	洋糸波	30		40	5	50	10			5		
黒毛和種	小計	50		160	15	130	25		1	40		
	●●号	20		10			15			15		
褐毛和種	小計	20		10			15			15		
	合計	70		170	15	130	40		1	65		
ホルスタイン種	小計	50		40		50				10		
ジャージー種	小計	30		10		20				20		

←亡失したものを発見した時は備考欄に記載して集計

←品種ごとの小計を入れる

←品種ごとの小計を入れる

←特定品種の合計を入れる

←特定以外は品種の小計のみ

↑

↑

↑

- ・電子データで作成する場合は、適宜行を追加してください。ページをまだいでも構いません。
- ・種雄牛ごとの集計は、参考様式1にまとめても構いません。

どちらも人工授精となりますが、注入する雌牛の飼養者で集計区分が異なります。

他人の所有する雌牛の場合⇒人工授精(e)
自己の所有する雌牛の場合⇒自家利用(f)

なお、他人の所有する雌牛に、他人の所有する精液を注入する場合は、いづれにも該当せず、集計の対象外となります。

12月31日に棚卸を実施して、数量の確認をお願いします。

裏面の記載要領もご確認願います。

記載要領

報告対象者：家畜人工授精師（獣医師）、家畜人工授精用精液を保管する者
報告内容：家畜人工授精用精液の譲受・譲渡等の種畜・品種毎の数量

（１）日付・宛名

・知事名を忘れずに記載してください。

（２）申請者の情報

家畜人工授精師（獣医師）番号

免許所有者の場合、免許番号を記載してください

家畜人工授精所の管理番号

授精所開設者の場合、授精所許可証に記載されている04から始まる6桁の番号を記載してください。

住所・氏名（必須）

申請者の住所・氏名を記載してください。

（３）集計表の品種・名前の記載方法

- 1 特定品種（和牛）は種雄牛毎に集計し、品種毎に集計行を入れ、「小計」と記載してください。
- 2 特定品種の合計行を入れ、「合計」と記載してください。
- 3 特定以外の品種は、種畜毎の集計は不要で、品種ごとの集計を記載し、「合計」と記載してください。
- 4 電子ファイルで作成する場合は、適宜行を追加してください。ページが2ページ以上にまたがっても構いません。
- 5 手書きで作成する場合は、必要に応じ参考様式1を使用してください。この場合、様式第4号には品種ごとの小計と特定精液等に係る合計を記載してください。参考様式1には特定精液等に係る種雄牛毎の内訳を記載してください。

（５）留意点

・報告対象年次の12月31日時点の在庫数量の確認を実施してください。

(精液)

（４）集計表の集計区分

- ・集計区分は下記の表を参考にし、取り扱った数量を集計してください。
- ・法の様式28号で定める区分と異なりますのでご留意願います。

前年12月31日時点の保存数量	・前年12月31日時点の保存数量
生産数量	・精液を生産した数量（精液を生産する授精所が該当）
譲受数量	・購入した数量、無償で譲受した数量 ・管理の委託を受けた数量
譲渡数量	・ストローの状態で販売・譲渡した数量 ・管理の委託を受けていたストローの払い出し数量
家畜人工授精した頭数	・他者の飼養する雌畜に授精師の所有するストローで人工授精を行った数量
（利用数量） 自己の飼養する雌の家畜に利用した数量	・自己の飼養する雌畜に人工授精を行った数量
（利用数量） 受精卵の作成等に利用した数量	・受精卵作成や検査のために使用した数量等
廃棄等の数量	・廃棄又は亡失した数量
年12月31日時点の保存数量	・報告年次の12月31日時点の保存数量 ・報告年次を記載してください。
種付け（自然交配）した頭数	・種付けした頭数（種雄牛を飼養して自然交配している授精所が該当）
備考	・亡失したストローを発見した場合などの数量
重要！ （留意事項）	・他者の飼養する雌畜に、他者の所有する精液等で人工授精・移植を行う場合は、技術供与のみに該当し、本様式の集計の対象外となります。 (授精師の精液等の在庫数量に影響がないため、利用や譲渡で計上してしまうと期末在庫が合わなくなります)